

ご加入になる前に必ずご確認ください

【災害見舞金の返還を求める場合】

虚偽その他不正により災害見舞金を受けた場合は、支払った全額を返還していただきます。

【災害見舞金の一部又は全額をお支払いできない場合について】

- 交通事故証明書の代わりに交通事故申立書等の場合
- 頸椎捻挫、腰椎捻挫、打撲又はそれに類する他覚症状のない傷病で、治療期間が交通事故日から起算して200日以上ある場合
- 骨折による治療の場合、骨の癒合日までであること
- はり・灸・マッサージは病院に受診後、医師が必要と認める診断書がある場合のみ対象
- 虚偽の申請又は届け出をした場合
- 規定の書類提示がなく、又は出頭をしない場合
- 担当者の質問に虚偽の回答をしたり、調査や検査を受けない場合
- 共済加入者が正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかった場合
- 地震・こう水・暴風・津波等、天災による災害の場合
- その他、法令に違反した場合

【遺族の範囲と見舞金受取順位】

- ①配偶者（婚姻の届け出はしていないが、加入者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます）
- ②加入者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③主として加入者の収入によって生計を維持していた②以外の方
- ④上記の②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ・見舞金受取りの順位は①②③④の順序となります。 ・②と④に該当する遺族の順位は記載の順序となります。
 - ・父母については養父母が先、実父母は後の順位となります。
 - ・加入者を故意に死亡させた遺族は、災害見舞金の受取りはできません。

個人情報の取扱いに関するお知らせ

愛媛県市町総合事務組合（支部を含む。以下「本組合」という。）は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を次のように定め、個人の権利利益を侵害することのないよう努めます。

1. 個人情報に関する法令等の遵守 …… 本組合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守して、個人情報を適正、かつ、安全に取扱います。
2. 個人情報の取得・利用目的 …… 本組合が取得する個人情報は、交通災害共済契約の締結、維持管理及び災害見舞金等の支払いのために必要な範囲とします。取得した個人情報は、これら取得目的のほか、本組合の交通災害共済事業の充実の目的に限って利用します。
3. 個人情報の適正な管理 …… 本組合で取得した個人情報は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びぎ損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じます。
4. 個人情報の第三者への提供 …… 本組合が取得した個人情報は、法令等に基づく場合、本人の同意を得た場合、個人の利益のために必要であると判断される場合、本組合個人情報保護審査会が公益上必要その他相当の理由があると認めた場合を除いて、第三者に開示又は提供いたしません。
5. 個人情報の開示及び訂正等 …… 本人から自己の個人情報の開示の求めがあった場合は、一定の事由がある場合を除き、当該個人情報を開示します。また、個人情報の訂正等の申し出があった場合、特別な事由がない限り、これに応じます。

このパンフレットは「加入者証」と一緒に保管をお願いします！
共済掛金納入後に加入者証をお渡しいたします。

令和8年度

交通災害共済

住民の皆さんのための身近で手軽な公的共済制度です。



お1人年額

掛金

(令和8年4月1日時点)

700円で

〈中学生以下300円〉

最高100万円の

最低2万円

お見舞金

※交通事故証明書の添付がある場合

ただ今お申し込み

受付中!

(令和8年度申込は令和9年3月30日まで)

お1人1口に限ります

組合に加入している町に居住し、令和8年4月1日現在で住民基本台帳に登録されている方(途中加入の方は加入申込日時点)、及び共済加入者の被扶養者で町外に居住しておられる方。

共済期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※共済期間途中でご加入の方は、掛金を納めた日の翌日から令和9年3月31日までとなります。転出された場合も共済期間満了日まで有効です。

ご加入・ご請求の手続きの際に必要な事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みください。

詳しくはお住まいの町役場までお申し込み・お問い合わせください。

愛媛県市町総合事務組合

上島町・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町

災害見舞金の請求手順

交通事故にあったら必ず警察署に届けましょう。

交通事故発生

事故の程度にかかわらず、道路上での事故は警察署への報告義務があります。届出がされていないと交通事故証明書が発行されません。警察署又は最寄りの交番、駐在所へ届け出て事故の確認をしてもらうようにしてください。
相手方のいない自転車等の自損事故も届けましょう。

軽いけがでも病院へ

事故にあった日の受診がない場合、症状がその時の交通事故によるものと客観的に証明することは困難です。
傷病経過などの確認のため、**事故日**(1日だけの通院であっても)からの診断書を提出してください。

提出書類の確認及び請求

【提出書類の請求先】お住まいの町役場
事故の内容など確認した後、請求に必要な書類を窓口で指示又はお渡しいたします。
【交通事故証明書の請求先】自動車安全運転センター愛媛事務所
〒799-2661 愛媛県松山市勝岡町1163-7 TEL:089-978-1999

災害見舞金の請求

【請求先】お住まいの町役場
災害の程度が確定(治療)してから、**必悪な書類を揃えて**請求してください。請求できる期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。
※請求先の窓口で担当者と書類の確認をしてください。

災害見舞金の受取

【受取先】お住まいの町役場又は請求者の口座
ご請求者様に支給決定の通知を郵送するとともに見舞金を支給いたします。

災害見舞金のお支払いについて

【災害見舞金の支払額】

等級	災害の程度	金額
1 等級	死亡	1,000,000円
2 等級	医師の治療実日数200日以上1000日未満の傷害	150,000円
3 等級	医師の治療実日数100日以上200日未満の傷害	120,000円
4 等級	医師の治療実日数70日以上100日未満の傷害	100,000円
5 等級	医師の治療実日数50日以上70日未満の傷害	80,000円
6 等級	医師の治療実日数30日以上50日未満の傷害	60,000円
7 等級	医師の治療実日数16日以上30日未満の傷害	30,000円
8 等級	医師の治療実日数7日以上16日未満の傷害	20,000円

※交通事故証明書又はこれに準ずる証明書の提出がない場合、災害見舞金は2分の1となります。

適用となる交通事故とは

日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いす等の交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が軌道その他道路交通法に規定する道路等(一般の交通の用に供する場所)で交通乗用具の接触又は衝突等により災害を受けた場合に適用されます。

【適用とならない交通事故の例】(一部掲載)

〈歩行の場合〉

- 歩行中の単独事故
- 歩行者同士の衝突による事故
- 自転車・バイクを押しての事故
- 自動車等の風圧による事故
- 自動車等を避けようとしての事故
- 停車中の自動車等に接触しての事故

〈自転車・バイク・自動車等(交通乗用具)に乗車の場合〉

- 停車中における乗降の際の事故
- 自動車のドアに手足を挟まれる事故
- 田畑での農作業中・漁船での操業中・工場・工事現場での作業中の事故
- ナンバープレートの装着のない耕耘機での道路通行中の事故

〈事故発生場所〉

- 鉄道軌道敷地内(踏切道を除く)での事故
 - 私有地内・私道(利用者限定)での事故
- ※遭われた交通事故が適用となる交通事故かどうか、お住まいの町役場で十分にご確認ください。

注意! 災害見舞金が支払われない場合

- 無免許運転
 - 飲酒運転
 - 故意
 - 自殺
- ※上記に係る事故の同乗者も支払いの対象となりません。

災害見舞金の請求について

- 交通事故により災害を受けた場合は、加入者ご本人又はその遺族の方がご請求ください。
※遺族については裏表紙の該当項目をご参照ください。
※遺族がないときは、見舞金に代わる葬祭費(50万円を上限として、葬祭費に相当する額)がでます。
- 未成年者の場合は親権者をご請求ください。
- 治療実日数**200日**を超えた場合、災害見舞金を速やかにご請求ください。
※治療実日数とは、入院又は通院した日数で通院回数ではありません。(1日に2つ以上の病院に通院しても治療実日数は1日です)
※「リハビリ」は、治療内容により、治療実日数の対象とならない場合もあります。
- 長期治療の方は、忘れず**2年以内**にご請求ください。

【災害見舞金の請求できる期間】

交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。

※治療継続中であっても、2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。
※災害を受けた日の翌日から700日以上2年以内に、その災害により死亡した場合の請求は、死亡の翌日から30日間認められます。

見舞金請求に必要な書類

下記の書類は、請求する際に必要な書類を記載しています。事故状況等によって、下記以外に用意していただく書類がありますので、書類を準備する前に必ずお住まいの町役場へお問い合わせください。
※必要な書類は請求者1名ごとに書類をそろえて請求してください。

必要な書類	傷害	死亡
①災害見舞金請求書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書	●	●
②交通事故証明書 ※人身事故扱いにしていない場合は、別途書類をいただく場合があります。	●	●
交通事故申立書又は現認証明書 (交通事故証明書が添付できない場合)	●	
③組合専用診断書 (治療期間、治療実日数の記入されたもの) ※事故当初からの診断書が必要	●	
④死亡診断書又は死体検案書 (交通事故による死亡の記載があるもの)		●
⑤遺族と死亡者との関係を証する書類 ※戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書(続柄が確認できない場合は、改製原戸籍も必要)		●
⑥総代者選任届並びに印鑑登録証明書 (受取りの同順位者が2人以上の場合)		●
⑦個人情報の取扱いに関する同意書	●	●
⑧災害見舞金振込依頼書 (請求者の通帳の写し)	●	●
⑨その他、組合長が必要とする書類 (事故当時の加入者証の写し、免許証の写し等)	●	●

※交通事故証明書及び診断書(組合専用の診断書は必ず原本)はコピーでも可。ただし、コピー(カラーコピーを含む)の場合は、原本証明のあるものに限る。原本証明には、署名(原本と相違ない旨)・証明年月日・会社名・担当者印が必要。
※見込み診断書は不可。
※提出書類に係る諸費用については請求者負担でお願いします。